

平成28年9月7日

会 員 各 位

八女筑後医師会長 黒岩 光
担当理事 馬田 裕二

福津市公費医療費等支給制度改正について

福津市では平成28年10月1日から下記のとおり改正される旨の通知が、福岡県医師会よりありましたのでお知らせ致します。

なお、詳細につきましては福津市保険年金医療課医療係（0940-43-8128）までお問い合わせくださいますようお願い致します。

記

<子ども医療（乳幼児医療）費について>

- ・ 制度内容については変更ありません。 0歳～15歳に到達した後の3月31日まで、全ての年齢において、名称が「子ども医療」となります。
- ・ 0歳から就学前までに交付されている「乳幼児医療証」は「子ども医療証」と名称が変更となりますが、現在すでに交付されている医療証は当分の間継続して使用され、10月1日以降、新規に交付する医療証は、新たな「子ども医療証」が交付されます。
- ・ 「乳幼児医療証」は、今後一斉差し替えを行われる予定ですが、実施時期等については再度通知されます。

<重度障害者医療費について>

- ・ 3歳から小学6年生までの新設区分を設け、「子ども医療」と「重度障害者医療」の重複となる対象者の方は、どちらか一方の選択となります。

変更前	変更後	
小学1年生 入院外：500円/月(限度) ～65歳未満 水色 入院：500円/日(月20日限度) 65歳以上 白色 ※低所得者：300円/日 (月20日限度)	<u>新設</u> 3歳～小学6年生 緑色	入院外：500円/月 入院：500円/日(月7日限度) ※低所得者：300円/日 (月7日限度)
	<u>中学1年生</u> ～65歳未満 水色 65歳以上 白色	入院外：500円/月(限度) 入院：500円/日(月20日限度) ※低所得者：300円/日 (月20日限度)